

令和7年度 第15回庁議要旨

日時：令和7年11月4日（火）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更（議員報酬等の支給）について（総務部）

宮城県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）では、議会議員及び役員（以下「議会議員等」という。）を置き、支給制限処分等に対する審査請求に係る議会への諮問について答申し、処分の対象となる職員の退職手当に関して決定を行うなど、重責ある業務を担っているが、議会議員等に対する報酬等は宮城県市町村職員退職手当組合規約（昭和37年規約第3号）に基づき、これまで支給を行っていない。

一方、毎年度、各構成団体の収支精算額の状況を勘案しながら負担金制度について検討した上で議会に付し、方針を決定する必要があることに加え、定年延長や新規加入による職員数の増加、運用基金の拡大等に伴い、組合設立当時と比較して負担金等の検討事項に対応する必要があることから、議会議員等の業務についても増加・複雑化している。

こうした状況を踏まえ、令和7年10月、組合長から当該規約の変更について協議の依頼があった。

議会議員等に対して報酬等を支給するため、規約を変更することについて市議会の議決を経た上で、組合構成団体の協議を行うもの。

（1）主な内容

規約中、以下の変更を行う。

- ア 組合の議会議員に報酬を支給しない旨の規定を削除する。
- イ 組合の役員（組合長及び副組合長）に給料を支給しない旨の規定を削除する。

（2）今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について提案

令和8年 1月 議決書抄本及び協議書を組合へ提出

4月 宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約施行

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

2 一般社団法人宮城キッチンカー協会との災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定締結について（危機管理部）

国は、能登半島地震の教訓を踏まえ、令和6年12月、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などを改訂し、災害時に積極的に現場へ駆けつけ、調理・提供ができる「キッチンカー」を活用することが、避難所に滞在する被災者の食事の質の確保のための有効な手段になるとした。

令和7年7月、本市から一般社団法人宮城キッチンカー協会へ、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定の締結を申し入れ、協定内容について協議を進めてきた。

協議が調ったことから、災害時における避難者等への食事の安定供給を図るため、協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 協定内容

災害時に避難所等における炊き出し等の実施

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和8年3月31日（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和7年11月25日 協定締結式

（時間：午前11時から 場所：防災センター2階多目的ホール）

3 石巻市国土強靭化地域計画の策定について（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に「石巻市国土強靭化地域計画」を策定している。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。

また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

このため、国においては、令和5年7月28日に「国土強靭化基本計画」の改訂について閣議決定しており、県においても令和6年1月に発生した能登半島地震などこれまで以上に頻発するようになった大規模自然災害の教訓や、デジタル化の進展など社会情勢の著しい変化を踏まえ、令和7年3月に「宮城県国土強靭化地域計画（第3期）」を策定している。

のことから本市においてもこれらの考え方に基づき計画を見直す必要が生じた。

近年の激甚化・頻発化する気象災害や社会情勢の変化などの背景を踏まえ、第2次計画を策定するもの。

なお、計画の策定にあたっては、地域防災計画や総合計画と整合を図るものとする。

(1) 主な内容

【石巻市国土強靭化地域計画（第2次）の策定における概要】

第1章 計画の基本的な考え方

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 計画策定の趣旨 | 6 基本目標 |
| 2 計画の位置付け | 7 事前に備えるべき目標（8項目から6項目へ変更） |
| 3 計画期間 | 8 起きてはならない最悪の事態の設定 |
| 4 計画の対象想定被害 | 9 施策分野の設定（デジタル活用を追加） |
| 5 本計画とSDGsとの関係 | |

第2章 脆弱性の評価と国土強靭化の推進方針

- 1 脆弱性評価の方法
- 2 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と推進方針
- 3 施策分野別の推進方針

第3章 計画の推進と見直し

第4章 資料編

- 1 石巻市国土強靭化地域計画に関する各種計画等一覧
- 2 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

第5章 石巻市国土強靭化地域計画に基づき実施する主な事業（別冊）

（2）今後の予定

- 令和8年1月中旬～ パブリックコメント実施
3月下旬 石巻市国土強靭化地域計画（第2次）策定、市ホームページ等掲載

4 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金の廃止について（市民生活部）

本市では、雨水の有効利用を促進し、良好な水資源の循環の確保に資するとともに、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出量抑制と市民の環境意識の向上を図るため、平成26年度から、雨水利用タンクを設置した者に対して「石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金」の交付を行ってきた。

平成28年度には補助率を拡充し、補助金の交付を実施してきたが、補助件数は事業開始初年度をピークにその後低位で推移していることから、今後の事業のあり方について検討を行う必要がある。

石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金を廃止するもの。

（1）主な内容

石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金を廃止する。

（2）今後の予定

- 令和7年11月 市ホームページ等で周知
令和8年 3月 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付要綱の廃止
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について（保健福祉部）

国は、「こども未来戦略」に基づき、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」を公布し、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を創設した。本事業は、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付であり、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業のうちの一事業として制度化し、令和8年度から全国の自治体において実施することが求められている。

本市においても乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するもの。

(1) 主な内容

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。

なお、本市では事業者の公募を行い、認可を受けた施設において事業を実施する。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要（令和7年度）】

ア 対象児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児
イ 利用時間	子ども1人あたり月10時間を上限
ウ 利用料	子ども1人につき1時間300円程度を標準とし、各施設により設定
エ 実施施設	国の基準に基づき本市から認可を受けた施設 (保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施可能)
オ 利用方式	定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）
関係規則等の改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

令和8年 1月 事業者説明会
2月 市議会第1回定例会において関係当初予算案について提案
4月 事業開始

6 石巻市桃生高須賀定住センターの廃止について（桃生総合支所、産業部）

石巻市桃生高須賀定住センターは、昭和58年6月に高須賀地区定住促進の農業者等の育成を図ることを目的として設置された。

利用開始当初から地元自治会である高須賀部落連合会に管理委託し、指定管理者制度導入後も管理を行ってきたが、令和7年9月26日付けで高須賀部落連合会会長より、地元での利用がないことや、構成員の高齢化と施設の老朽化が進んでいることを理由に、現在の指定管理期間をもって指定管理を終了したい旨申し出があった。

地域住民や利用団体との協議が調ったことから、石巻市桃生高須賀定住センターを廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市桃生高須賀定住センターを廃止する。

廃止する施設の概要

名 称 石巻市桃生高須賀定住センター
所 在 地 石巻市桃生町高須賀字下畠14番地1
建物構造 鉄骨平屋建て
敷地面積 4,870.86m²
延床面積 489.8m²
設置年度 昭和58年度

(2) 今後の予定

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市桃生高須賀定住センター条例の廃止について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）
令和8年 4月 石巻市桃生高須賀定住センター廃止

7 石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理者の指定について（建設部）

石巻南浜津波復興祈念公園については、令和3年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和8年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 施設概要等

- ① 所在地：石巻市南浜町一丁目ほか 地内
- ② 施設概要（市管理部分のみ）
 - 公園面積：市管理 16.6ha
 - 多目的広場：32,122m² (3.21ha)
 - 松原：5,607m² (0.56ha)
 - 池・湿地：10,607m² (1.06ha)
 - 四阿：1基
 - 遊具：一式
 - 休憩・待合スペース：2棟（鉄骨造平屋建て 延べ床面積 144.00m²）
 - 作業棟A・公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積 182.18m²）
 - 作業棟B・公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積 178.87m²）
 - 公衆トイレ：1棟（木造平屋建て 延べ床面積 34.78m²）
- 開園時間：4月～9月：午前9時～午後6時
10月～3月：午前9時～午後5時
- 休園日：なし（参考：公園内の県伝承施設は毎週月曜休館日※ただし11日は開館）

イ 指定管理者候補者及び選定方法

- ① 選定候補者 石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体

代表 一般財団法人公園財団 理事長 舟引 敏明
(東京都文京区関口一丁目47番12号 江戸川橋ビル2階)

- ② 選定方法 公募
- ③ 選定理由 公募型プロポーザル方式を採用し、応募のあった1団体から提出された事業計画書等について、令和7年10月24日開催の宮城県土木部指定管理者選定委員会及び石巻南浜津波復興祈念公園指定管理者候補者選定委員会（同時開催）において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、採点方式により適格とされた候補者を指定管理者として選定するものである。

ウ 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(2) 今後の予定

- 令和7年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案
- 令和8年 3月 基本協定の締結
- 4月 年度協定の締結、管理運営開始

8 第2次石巻市空家等対策計画の策定について（建設部）

空家等は全国的に増加傾向にあり、適切に管理されていない空家等が、住民の生活環境に影響を及ぼしている状況にある。本市においても、空家等の状況は同様であり、令和2年4月に石巻市空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、令和3年3月には石巻市空家等対策計画（令和3年度から令和7年度）を策定の上、空家等対策に取り組んできた。

令和5年12月には、空家等の適切な管理の一層の推進を目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、それに伴い令和6年3月に条例を一部改正し、継続して空家等対策の推進に努めているが、令和7年度で現計画期間が終了する。

第2次石巻市空家等対策計画を策定するもの。

(1) 主な内容

第2次石巻市空家等対策計画

ア 基本方針

① 空家等の発生抑制

空家等の実態把握に努めるとともに、所有者等に空家等の発生を抑制するための情報提供や意識啓発等を図るほか、所有者等からの相談体制を維持する。

② 空家等の利活用

売却、賃貸等の市場流通の機会を増やす方法や解体後の跡地利用など、有効な方策を検討しながら、空家等の利活用を促進する。

③ 管理不全空家等・特定空家等への対策

所有者等の責務や空家等の適切な管理の重要性を周知し自主的な改善を促すとともに、条例に基づき、指導、勧告等を行うほか、改善されない場合は、法や条例に基づき行政代執行

など必要な措置を講じる。

④ 実施体制の整備

総合相談窓口を引き続き住宅課に設置し、庁内関係部署や関係団体と連携しながら、空家等に関する問題解決に取り組む。

⑤ 継続的な空き家の状況把握とこれらを管理する仕組みの構築

継続的に空家等の状況を把握しながら、市内における空家等の分布状況等を調査し、庁内で横断的に管理・確認できる仕組みを構築する。

⑥ 空家等の適切な管理・市場流通

所有者等に空家等の放置リスクや適切な管理の重要性を周知することで、意識啓発を促すとともに、相談体制を維持し管理不全な状態とならないよう空家等の適切な管理や市場流通を促進する。

イ 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 今後の予定

令和7年12月 パブリックコメントの実施

令和8年 1月 第3回石巻市空家等対策に関する庁内連絡調整会議

2月 第3回石巻市空家等対策協議会

3月 第2次石巻市空家等対策計画策定

9 文化芸術振興基金の創設について（教育委員会）

博物館の役割は、資料の収集、保管、展示のほか、これら資料に関する調査研究を行うこととされており、石巻市博物館においては、毛利コレクションをはじめ、旧石巻文化センター資料など、石巻地域の人々の暮らしや文化、歴史を後世に受け継いでいくべき貴重な資料を所蔵しているが、膨大な点数となっており、その多くは調査整理の途中である。

このような状況を踏まえ、市内の篤志の方から、早期の資料調査を実施し、その結果を広く市民に公開してほしいということで、寄附の相談をいただいている。

また、本市が設立に当たって120,000千円を出捐していた公益財団法人石巻市芸術文化振興財団が令和7年4月1日をもって解散したが、現在、清算事務が進められており、その残余財産について、本市に寄附をいただくこととなっている。

本市の社会教育施設は、文化芸術をはじめとする生涯学習の活動拠点としての役割を有しているが、老朽化が進んできており、その対応も急務となっている。

本市の文化芸術の振興に資するよう、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会や発表の場の提供等に活用するため基金を創設するもの。

(1) 主な内容

ア 設置目的 本市文化芸術の振興を図るため。

イ 積立て 当該年度の予算で定める額の範囲内の額。

ウ 基金の管理 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管するものとし、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

- エ 運用益金 一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。
- オ 処分 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができる。
- カ 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(2) 今後の予定

- 令和7年11月 令和7年石巻市教育委員会第11回定例会において報告
- 12月 市議会第4回定例会に石巻市文化芸術振興基金条例の制定及び関係補正予算案を提案（施行予定年月日：令和8年1月1日）
- 令和8年 2月 市議会第1回定例会に関係補正及び当初予算案を提案

[報告事項]

1 石巻市放課後児童健全育成事業における施設職員等による虐待の通報義務創設に伴う関係条例の見直しについて（保健福祉部）

「児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が令和7年4月25日に公布され、これまで児童養護施設等に従事する者が児童に行う虐待を発見した際に設けていた通報義務について、新たに放課後児童健全育成事業等にも適用された。これを受け、同法の条文を引用する「石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について見直しが必要になった。

石巻市放課後児童健全育成事業において、施設職員等による虐待の通報義務創設に伴い、関係条例の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

「石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じて規定されていることから、今回の改正を機に、国の規定を引用する条例に改めるため全部改正を行う。

見直しの内容は次のとおり。

	改 正	現 行
施設職員等から児童に対する虐待への対応の強化	虐待の発見者の通報義務あり	虐待の発見者の通報義務なし

(2) 今後の予定

- 令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）

【その他】

- ・全国鯨フォーラム2025石巻に係る職員従事への御礼（市長）
- ・インフルエンザによる学級閉鎖に係る状況報告について（教育長）
- ・令和7年度石巻市市政功労表彰式に係る職員従事について（総務部）
- ・令和7年度石巻市総合防災訓練について（危機管理部）
- ・大雨警報発表（11月1日）に伴う対応について（危機管理監）

以上